

資料提供(投げ込み) 令和2年5月5日(火)	
場所 津市政記者室	
事 務 担 当 課	
所 属	職・氏 名
危機管理部 危機管理課 (電話059-229-3281)	危機管理課長 出口 真也

新型コロナウイルス感染症対策
5月5日開催 津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
(第15回) 開催結果

このことについて、その内容は、別添資料のとおりです。

5月5日開催津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第15回）

開催結果

1 決定事項

（1）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用方針について （政策財務部）

令和2年4月7日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において創設された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」については、4月30日に国の予算が成立し、これを受け、5月1日、津市には7億3,455万8千円の交付限度額が提示されました。

資料1のとおり、今回の提示額は、国の臨時交付金予算総額1兆円のうち、第1次配分として、地方単独事業分となる7,060億円に対する本市の交付限度額となっています。残りの国庫補助事業分については、第2次配分として、改めて国から交付限度額が提示されることとなっており、交付決定までの今後のスケジュールは資料2のとおりとなります。

今回、第1次配分として提示された交付金については、資料3の直近のスケジュールのとおり、実施計画を策定し、5月29日までに国へ提出していくことから、同交付金の活用に向けて、以下の活用方針のもと12日までに対象事業を取りまとめることとします。

<交付金の活用方針>

- ① 三重県との協調により実施する新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付事業への充当 3億7,500万円（5月1日の第1回市議会臨時会において補正予算として議決済）
- ② 予備費等を活用し、本市がこれまで感染症予防対策として取り組んできた経費への充当 約1,000万円
- ③ 現在実施されている国・県等の支援策（資料4参照）の現状を踏まえ、時宜を得た市独自の施策への充当

※ 交付限度額7億3,455万8千円から、①及び②の総額を差し引いた約3億5千万円を③の事業に活用します。

（2）緊急事態宣言の延長に伴う新しい生活様式を踏まえた公共施設再開の考え方について（税務・財産管理担当）

5月4日、国は緊急事態宣言を5月31日まで延長することとし、さらに、同日新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を変更したなかで、専門家会議の提言を踏まえ、感染拡大を予防する新しい生活様式の徹底を住民に求めていくとし、また、まん延防止に係る施設の使用制限等の

方向性について示されました。

これらのことを踏まえ、５月３１日（日）まで休館としている市公共施設について、感染防止対策の徹底が図られる等、利用者の安全が確保できる場合には、十分な検討を行った上で、休館期間を短縮する方向で検討を始めることとします。

なお、検討の結果、休館期間を短縮できると判断し再開する場合には、個別に協議することとします。

２ 報告事項

（１）５月１日、市長メッセージの発信について報告（危機管理部）

５月１日、市長が市民の皆様に向けて、新型コロナウイルス感染症に関するメッセージを市ホームページに掲載するとともに、５月２日より市ケーブルテレビで発信しました。

（２）津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口の継続等について報告（危機管理部）

４月９日（木）から設置している津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口を、政府の緊急事態宣言の延長を受けて５月３１日まで延長することとしました。

当相談案内窓口では、引き続き、新型コロナウイルス感染症に関する予防や行動に関する疑問、支援策などの相談に対応するとともに、より専門的な対応が必要な場合は、担当部局につなげることとします。

なお、当相談案内窓口の相談状況は、５月１日までの土・日曜日及び祝日を除く１６日間で１，２２１件の相談がありました。

主な相談内容は、特別定額給付金等国の給付金に関する相談が７５６件で、約６０％を占めています。

また、当案内窓口で完結した相談が１，０３９件、専門的な対応が必要として担当部局につないだ相談が１８２件でした。

これ以外に事業者向け相談窓口では、５月１日までに６３５件の相談を受け付けました。

（３）新型コロナウイルス感染症対策に係る予算措置について報告（政策財務部）

５月１日、令和２年第１回津市議会臨時会において、４月２０日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策及び国の令和２年度補正予算（第１号）を受け、家計への支援を行うための一人当たり１０万円の特別定額給付金を市民の皆さんに給付する経費、子育て世帯への支援を

行うため、児童手当を受給する世帯への対象児童一人当たり1万円の臨時特別給付金を給付する経費及び県が行う緊急事態措置による休業要請・依頼に全面協力いただける中小企業・小規模事業者に対し、県と連携して協力金を交付するための経費に係る歳入歳出予算について議決を得ました。

その内容は、歳出予算として、特別定額給付金給付事業について、市内全ての人々への一人当たり10万円の給付金及び手続書類の郵送料、受取口座への振込手数料などの給付に要する事務費の279億6500万円を計上、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業については、児童手当を受給する世帯への対象児童一人当たり1万円の給付金及び電算業務委託料などの給付に要する事務費の3億3480万円を計上及び中小企業・小規模事業者支援事業については、県が行う緊急事態措置による休業要請・依頼に全面協力いただける市内中小企業・小規模事業者に対して県と市が連携して新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金を交付することとし、当該協力金の2分の1に相当する負担金の3億7500万円を計上しました。

また、歳入予算として、特別定額給付金給付事業費補助金、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など、国庫支出金の286億7480万円を計上しました。

このことから、関係部局と連携し迅速な事務処理に努めます。

(4) 幼児健康診査の延期について報告（健康医療担当）

国からの緊急事態宣言が延長されたことを踏まえ、引き続き保護者及び幼児の新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置として、5月14日（木）、28日（木）中央保健センターでの3歳児健康診査、5月14日（木）、28日（木）久居保健センター、5月21日（木）中央保健センターでの1歳6か月児健康診査、5回の幼児健康診査について延期することとしました。

なお、健康診査延期については、ホームページにおいて周知し、当健康診査対象の保護者には、はがきにおいて連絡しました。

(5) 国民健康保険における国の財政支援を受けた傷病手当金の支給及び保険料の減免に向けた対応について報告（健康医療担当）

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」及び「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として国が特別の財政措置を講じることが示しました。このことを受け、新型コロナウイルス感染症に感染又は感染が疑われるため、労務に服することができなくなった被用者である被保険者に対し傷病手当金を支給できるようにすること、また、新型コ

コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった被保険者に対して国民健康保険料の減免を行うこととされたことから、所要の措置を講ずるため、津市国民健康保険運営協議会における審議を経て、令和２年第２回津市議会定例会への議案提出に向けて準備を進めることとしました。

(６) 国民年金保険料の臨時特例措置による免除等の申請の受付について報告
(健康医療担当)

新型コロナウイルス感染症の動向等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点に加え、経済社会全般に重大な影響が及んでいる等の特別の状況を鑑み、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」も踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例の時限的措置として、簡易かつ迅速な手続によって国民年金保険料の免除等の申請及び適用を行うことができる措置が講じられたことから、５月１日から申請の受付事務を開始しました。

なお、今回の臨時特例措置の内容とともに、臨時特例免除等に該当した場合、免除期間について１０年以内に追納をしない限り、将来受け取る老齢基礎年金が少なくなるなど、申請にあたり注意いただく点も併せて市ホームページにより周知します。

(７) 不妊治療費助成の時限的年齢要件の緩和に伴う対応について報告 (健康医療担当)

不妊に悩む方への特定治療支援事業について、令和２年度に新型コロナウイルス感染防止の観点から治療を延期した場合にも事業の対象となるよう、時限的に年齢要件が緩和されたことから、所要の措置を講ずるため、三重県における取扱いに合わせ、早期に対応できるよう津市福祉医療費不妊治療費助成事業実施要綱を改正する準備を進めることとしました。

(８) 介護保険における国の財政支援を受けた第一号被保険者の保険料の減免に向けた対応について報告 (健康福祉部)

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として国が特別の財政措置を講じること示しました。このことを受け、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった第一号被保険者に対して介護保険料の減免を行うこととされたことから、所要の措置を講ずるため令和２年第２回津市議会定例会への議案提出に向けて準備を進めることとしました。

(９) 保育所、認定こども園及び地域型保育事業に係る利用者負担額 (保育料) の軽減対象期間の延長について報告 (こども政策担当)

国からの緊急事態宣言が延長されたことや三重県での感染状況等を踏ま

え、引き続き子どもたちへの感染拡大防止のための措置として、５月７日から５月３１日まで、本市内の保育所、認定こども園及び地域型保育事業の２号、３号認定子どもについて登園自粛の要請期間を延長することから、当該要請に係る利用者負担額の軽減対象期間を延長することとしました。

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第15回）

令和2年5月5日（火）

午前10時～

本庁舎8階 大会議室A

1 国・県の動き

- （1）三重県津保健所管内における4月30日以降の感染症患者の発生及び続報について報告（健康医療担当）
- （2）国における緊急事態宣言の延長について報告（危機管理部）

2 協議事項

- （1）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用方針について協議（政策財務部）
- （2）緊急事態宣言の延長に伴う新しい生活様式を踏まえた公共施設再開の考え方について協議（税務・財産管理担当）

3 報告事項

- （1）5月1日、市長メッセージの発信について報告（危機管理部）
- （2）津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口の継続等について報告（危機管理部）
- （3）新型コロナウイルス感染症対策に係る予算措置について報告（政策財務部）
- （4）幼児健康診査の延期について報告（健康医療担当）
- （5）国民健康保険における国の財政支援を受けた傷病手当金の支給及び保険料の減免に向けた対応について報告（健康医療担当）
- （6）国民年金保険料の臨時特例措置による免除等の申請の受付について報告（健康医療担当）
- （7）不妊治療費助成の時限的年齢要件の緩和に伴う対応について報告（健康医療担当）
- （8）介護保険における国の財政支援を受けた第一号被保険者の保険料の減免に向けた対応について報告（健康福祉部）
- （9）保育所、認定こども園及び地域型保育事業に係る利用者負担額（保育料）の軽減対象期間の延長について報告（こども政策担当）

4 その他

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第15回）

提案事項

2 協議事項

（1）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用方針について 協議（政策財務部）

令和2年4月7日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において創設された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」については、4月30日に国の予算が成立し、これを受け、5月1日、津市には7億3,455万8千円の交付限度額が提示されました。

資料1のとおり、今回の提示額は、国の臨時交付金予算総額1兆円のうち、第1次配分として、地方単独事業分となる7,060億円に対する本市の交付限度額となっています。残りの国庫補助事業分については、第2次配分として、改めて国から交付限度額が提示されることとなっており、交付決定までの今後のスケジュールは資料2のとおりとなります。

今回、第1次配分として提示された交付金については、資料3の直近のスケジュールのとおり、実施計画を策定し、5月29日までに国へ提出していくことから、同交付金の活用に向けて、以下の活用方針のもと12日までに対象事業を取りまとめることとします。

<交付金の活用方針>

- ① 三重県との協調により実施する新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付事業への充当 3億7,500万円（5月1日の第1回市議会臨時会において補正予算として議決済）
- ② 予備費等を活用し、本市がこれまで感染症予防対策として取り組んできた経費への充当 約1,000万円
- ③ 現在実施されている国・県等の支援策（資料4参照）の現状を踏まえ、時宜を得た市独自の施策への充当

※ 交付限度額7億3,455万8千円から、①及び②の総額を差し引いた約3億5千万円を③の事業に活用します。

(2) 緊急事態宣言の延長に伴う新しい生活様式を踏まえた公共施設再開の考え方について協議(税務・財産管理担当)

5月4日、国は緊急事態宣言を5月31日まで延長することとし、さらに、同日新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を変更したなかで、専門家会議の提言を踏まえ、感染拡大を予防する新しい生活様式の徹底を住民に求めていくとし、また、まん延防止に係る施設の使用制限等の方向性について示されました。

これらのことを踏まえ、5月31日(日)まで休館としている市公共施設について、感染防止対策の徹底が図られる等、利用者の安全が確保できる場合には、十分な検討を行った上で、休館期間を短縮する方向で検討を始めることとします。

なお、検討の結果、休館期間を短縮できると判断し再開する場合には、個別に協議することとします。

報告事項

3 報告事項

(1) 5月1日、市長メッセージの発信について報告（危機管理部）

5月1日、市長が市民の皆様に向けて、新型コロナウイルス感染症に関するメッセージを市ホームページに掲載するとともに、5月2日より市ケーブルテレビで発信しました。

(2) 津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口の継続等について報告（危機管理部）

4月9日（木）から設置している津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口を、政府の緊急事態宣言の延長を受けて5月31日まで延長することとしました。

当相談案内窓口では、引き続き、新型コロナウイルス感染症に関する予防や行動に関する疑問、支援策などの相談に対応するとともに、より専門的な対応が必要な場合は、担当部局につなげることにします。

なお、当相談案内窓口の相談状況は、5月1日までの土・日曜日及び祝日を除く16日間で1,221件の相談がありました。

主な相談内容は、特別定額給付金等国の給付金に関する相談が756件で、約60%を占めています。

また、当案内窓口で完結した相談が1,039件、専門的な対応が必要として担当部局につないだ相談が182件でした。

これ以外に事業者向け相談窓口では、5月1日までに635件の相談を受け付けました。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予算措置について報告（政策財務部）

5月1日、令和2年第1回津市議会臨時会において、4月20日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策及び国の令和2年度補正予算（第1号）を受け、家計への支援を行うための一人当たり10万円の特別定額給付金を市民の皆さんに給付する経費、子育て世帯への支援を行うため、児童手当を受給する世帯への対象児童一人当たり1万円の臨時特別給付金を給付する経費及び県が行う緊急事態措置による休業要請・依頼に全面協力いただける中小企業・小規模事業者に対し、県と連携して協力を交付するための経費に係る歳入歳出予算について議決を得ました。

その内容は、歳出予算として、特別定額給付金給付事業について、市内全ての人々への一人当たり10万円の給付金及び手続書類の郵送料、受取

口座への振込手数料などの給付に要する事務費の279億6500万円を計上、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業については、児童手当を受給する世帯への対象児童一人当たり1万円の給付金及び電算業務委託料などの給付に要する事務費の3億3480万円を計上及び中小企業・小規模事業者支援事業については、県が行う緊急事態措置による休業要請・依頼に全面協力いただける市内中小企業・小規模事業者に対して県と市が連携して新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金を交付することとし、当該協力金の2分の1に相当する負担金の3億7500万円を計上しました。

また、歳入予算として、特別定額給付金給付事業費補助金、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など、国庫支出金の286億7480万円を計上しました。

このことから、関係部局と連携し迅速な事務処理に努めます。

(4) 幼児健康診査の延期について報告（健康医療担当）

国からの緊急事態宣言が延長されたことを踏まえ、引き続き保護者及び幼児の新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置として、5月14日（木）、28日（木）中央保健センターでの3歳児健康診査、5月14日（木）、28日（木）久居保健センター、5月21日（木）中央保健センターでの1歳6か月児健康診査、5回の幼児健康診査について延期することとしました。

なお、健康診査延期については、ホームページにおいて周知し、当健康診査対象の保護者には、はがきにおいて連絡しました。

(5) 国民健康保険における国の財政支援を受けた傷病手当金の支給及び保険料の減免に向けた対応について報告（健康医療担当）

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」及び「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として国が特別の財政措置を講じることが示されました。このことを受け、新型コロナウイルス感染症に感染又は感染が疑われるため、労務に服することができなくなった被用者である被保険者に対し傷病手当金を支給できるようにすること、また、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった被保険者に対して国民健康保険料の減免を行うこととされたことから、所要の措置を講ずるため、津市国民健康保険運営協議会における審議を経て、令和2年第2回津市議会定例会への議案提出に向けて準備を進めることとしました。

(6) 国民年金保険料の臨時特例措置による免除等の申請の受付について報告（健康医療担当）

新型コロナウイルス感染症の動向等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点に加え、経済社会全般に重大な影響が及んでいる等の特別の状況を鑑み、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」も踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例の時限的措置として、簡易かつ迅速な手続によって国民年金保険料の免除等の申請及び適用を行うことができる措置が講じられたことから、5月1日から申請の受付事務を開始しました。

なお、今回の臨時特例措置の内容とともに、臨時特例免除等に該当した場合、免除期間について10年以内に追納をしない限り、将来受け取る老齢基礎年金が少なくなるなど、申請にあたり注意いただく点も併せて市ホームページにより周知します。

(7) 不妊治療費助成の時限的年齢要件の緩和に伴う対応について報告（健康医療担当）

不妊に悩む方への特定治療支援事業について、令和2年度に新型コロナウイルス感染防止の観点から治療を延期した場合にも事業の対象となるよう、時限的に年齢要件が緩和されたことから、所要の措置を講ずるため、三重県における取扱いに合わせ、早期に対応できるよう津市福祉医療費不妊治療費助成事業実施要綱を改正する準備を進めることとしました。

(8) 介護保険における国の財政支援を受けた第一号被保険者の保険料の減免に向けた対応について報告（健康福祉部）

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として国が特別の財政措置を講じることを示しました。このことを受け、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった第一号被保険者に対して介護保険料の減免を行うこととされたことから、所要の措置を講ずるため令和2年第2回津市議会定例会への議案提出に向けて準備を進めることとしました。

(9) 保育所、認定こども園及び地域型保育事業に係る利用者負担額（保育料）の軽減対象期間の延長について報告（こども政策担当）

国からの緊急事態宣言が延長されたことや三重県での感染状況等を踏まえ、引き続き子どもたちへの感染拡大防止のための措置として、5月7日から5月31日まで、本市内の保育所、認定こども園及び地域型保育事業の2号、3号認定子どもについて登園自粛の要請期間を延長することから、当該要請に係る利用者負担額の軽減対象期間を延長することとしました。

新型コロナウイルス感染症の発生状況

県内で判明した事例一覧

※「〇〇例目」をクリックすると詳細ページに移動します。

	陽性判明日	居住地	年代	性別	備考
45例目	4月24日	松阪市	40代	男性	
44例目	4月23日	伊勢市	60代	女性	
43例目	4月22日	松阪市	60代	女性	24例目と職場同じ
42例目	4月22日	四日市市	10歳未満	女性	39例目の家族
41例目	4月21日	四日市市	50代	女性	26例目の受診した医療機関に勤務
40例目	4月21日	埼玉県	40代	男性	
39例目	4月20日	四日市市	50代	男性	26例目と職場同じ、関連事例あり(42例)
38例目	4月20日	四日市市	40代	男性	26例目と職場同じ
37例目	4月20日	四日市市	30代	男性	26例目と職場同じ
36例目	4月19日	四日市市	80代	女性	26例目の家族
35例目	4月18日	菰野町	50代	女性	23例目の配偶者
34例目	4月18日	四日市市	60代	男性	26例目の会社関係者
33例目	4月17日	松阪市	30代	男性	
32例目	4月17日	津市	60代	男性	21例目の家族
31例目	4月17日	津市	60代	女性	21例目の家族
30例目	4月17日	津市	10歳未満	女性	21例目の家族
29例目	4月17日	津市	10歳未満	女性	21例目の家族
28例目	4月17日	愛知県	10代	男性	
27例目	4月17日	桑名市	30代	女性	20例目と職場同じ
26例目	4月16日	四日市市	50代	男性	関連事例あり(34,36~39,41例目)
25例目	4月16日	松阪市	40代	男性	14例目と職場同じ
24例目	4月16日	明和町	50代	女性	関連事例あり(43例目)
23例目	4月16日	菰野町	50代	男性	関連事例あり(35例目)
22例目	4月16日	志摩市	80代	男性	14例目の親族
21例目	4月15日	津市	30代	男性	14例目と職場同じ、関連事例あり(29~32)
20例目	4月15日	東員町	50代	女性	関連事例あり(27例目)
19例目	4月14日	明和町	50代	女性	14例目の家族
18例目	4月14日	津市	50代	女性	16例目の妻
17例目	4月11日	松阪市	40代	女性	
16例目	4月11日	津市	60代	男性	関連事例あり(18例目)
15例目	4月 9日	明和町	20代	男性	14例目の家族
14例目	4月 9日	明和町	50代	男性	関連事例あり(15,19,21,22,25例目)
13例目	4月 2日	桑名市	40代	女性	10例目の接触者
12例目	4月 1日	伊賀市	20代	男性	
11例目	3月30日	東京都	30代	男性	
10例目	3月30日	埼玉県	30代	男性	関連事例あり(13例目)
9例目	3月18日	四日市市	50代	男性	
8例目	3月14日	桑名管内	70代	男性	
7例目	3月11日	伊賀管内	10歳未満	女性	2例目の近親者
6例目	3月11日	伊賀管内	20代	女性	2例目の近親者
5例目	3月11日	伊賀管内	30代	男性	2例目の近親者
4例目	3月11日	伊賀管内	60代	女性	2例目の近親者
3例目	3月11日	伊賀管内	60代	男性	2例目の近親者
2例目	3月10日	伊賀管内	30代	女性	関連事例あり(3~7例目)

	陽性判明日	居住地	年代	性別	備考
1例目	1月30日	(非公表)	50代	男性	

※居住地記載の「管内」記載の記載は以下のとおりです。

桑名管内：桑名市・いなべ市・木曽岬町・東員町・菟野町・朝日町・川越町

四日市管内：四日市市（保健所は市が設置）

鈴鹿管内：鈴鹿市・亀山市

津管内：津市

松阪管内：松阪市・多気町・明和町・大台町

伊勢管内：伊勢市・鳥羽市・志摩市・玉城町・度会町・大紀町・南伊勢町

伊賀管内：伊賀市・名張市

尾鷲管内：尾鷲市・紀北町

熊野管内：熊野市・御浜町・紀宝町

国の動向について

1 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

2020年5月1日専門家会議委員 記者会見資料より抜粋

○地域の状況に応じた対策の必要性

- ➡ 緊急事態宣言下での前例のない対策により、日本の新規感染者数は、総じて減少傾向。
しかし、地域で感染が再燃すれば、医療提供体制への更なる負荷。
当面、この枠組みは維持することが望ましい。
 - ① 収束のスピードが期待されたほどではない
 - ② 医療提供体制が十分に整備できていない地域がある
 - ③ 知事のリーダーシップがこれからも必要
- ➡ 一方、感染状況は地域で異なるため、全ての地域の新規感染者数が限定的となるまでは、次の2つの地域が混在していくことを想定。

【感染の状況が厳しい地域】

【新規感染者数が限定的となった地域】

○引き続き、徹底した行動変容の要請が求められる地域における留意事項

- ➡ 対策の長期化に伴い、市民生活への多大なる悪影響や「自粛疲れ」が懸念。
- ➡ 感染拡大を収束に向かわせていくためには、市民の持続可能な努力を求めている必要。
- ➡ しかし、特に社会的に必要性が高い活動であり、かつ様々な工夫により感染リスクを十分に下げられる事業などについては、制限を、一部徐々に緩和していくことも検討していく必要。
- ➡ 一例として、学校や公園等の取扱いについて検討していく必要。

○徹底した行動変容の要請を維持するか、緩和するのかの判断の考慮すべき要素

- ➡ 引き続き「厳しい行動制限」を維持するか、「新しい生活様式」に移行していくかについては次のような要素を総合的に勘案して判断。
 - ① 感染が一定範囲に抑えられていること(疫学的状況)
 - ② 医療提供体制が確保できていること(医療状況)

○徹底した行動制限を緩和した地域で、今後求められる対応

- ➡ 新規感染者数が限定的となった地域でも、再度のまん延が生じないようにするためには、長丁場の対応を前提とした、「新しい生活様式」の定着が必要。
- ➡ なお、再度まん延が生じた場合には、「徹底した行動変容の要請」を講じざるを得ないことをあらかじめ覚悟しておくことが必要。

※専門家会議として直近のデータの収集・分析を行い、近日中に、再度、これまでの対策の評価等に関する分析を行うとともに、今後、求められることとなる対策の詳細を示す。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

日々の暮らしの感染対策

- ・外出は、マスクを着用する。遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- ・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- ・会話をする際は、可能な限り対面を避ける。
- ・家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ・感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ・帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- ・発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモしたり、スマホの移動履歴をオンにする。
- ・地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 □咳エチケットの徹底 □こまめに換気
- 身体的距離の確保 □「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝家族で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養
- 屋内や会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用



外出控え 密集回避 密接回避 密閉回避 換気 咳エチケット 手洗い

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ・通販も利用
- ・1人または少人数ですいた時間に
- ・電子決済の利用
- ・計画をたてて素早く済ます
- ・サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ・レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽 スポーツ等

- ・公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ・筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ・ジョギングは少人数で
- ・すれ違うときは距離をとるマナー
- ・予約制を利用してゆったりと
- ・狭い部屋での長居は無用
- ・歌や応援は、十分な距離がオンライン

公共交通機関の利用

- ・会話は控えめに
- ・混んでいる時間帯は避けて
- ・徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ・持ち帰りや出前、デリバリーも
- ・屋外空間で気持ちよく
- ・大皿は避けて、料理は個々に
- ・対面ではなく横並びで座ろう
- ・料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ・お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- ・多人数での会食は避けて
- ・発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 □時差通勤でゆったりと □オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン □名刺交換はオンライン □対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

2. 催物（イベント等）の開催制限

（1）特定警戒都道府県

比較的少人数のイベント等を含め、引き続き、催物（イベント等）の開催制限に関しては、主催者に慎重な対応を求めるよう、各都道府県において適切に対応すること。

（2）特定警戒都道府県以外の特定都道府県

特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、基本的対処方針において示されているように、感染防止対策を講じた上での比較的少人数のイベント等については、地域の感染状況等も踏まえて、イベントの制限の解除も含めた適切な対応を検討すること。

ここで、「比較的少人数」とは、例えば、対象となるイベント等に参加する人数が最大でも50人程度と想定している。ただし、比較的少人数のイベント等であったとしても、イベント等を開催するためには、以下のような条件を満たす必要があると考えられる。

- ① 三つの密（密閉、密集、密接）の発生が原則想定されないこと（人と人との間隔はできるだけ2mを目安に）
- ② 大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと
- ③ その他、必要に応じて、適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等）が講じられること

具体的には、比較的少人数であり、かつ上記のような条件が満たされる演奏会（歌唱を伴わないもの）や茶会などの室内イベント、又は野外におけるイベント（近距離での会話を伴わないもの）など、地域の感染状況等も踏まえて、催物（イベント等）の開催制限の解除等を検討すること。

（3）特定警戒都道府県及び特定警戒都道府県以外で共通の事項

まん延防止に当たっては、導入が検討されている接触検知アプリやSNS等の技術を活用して、催物参加者に係る感染状況等の把握を行うことも有効であることを周知すること。

施設の使用制限等に関する今後の方針

【別紙3】

＜特定警戒都道府県＞

施設類型	今後の措置	留意点
○博物館、美術館又は図書館 ○公園、動植物園（屋外のもの） * リスクの態様や生活健康等の影響を踏まえたもの	緩和・解除	* 徹底した感染防止対策が前提（必要があれば入場制限等も実施） * その他の施設類型も、地域の感染状況等を踏まえて、都道府県において適切に判断（例：ゴルフ場はクラブハウス等の使用を控えて解除可等）

（注）引き続き、感染の拡大につながるおそれのある施設の使用制限の要請等を行うなど、地域の感染状況等に応じて、都道府県において適切に判断。

＜特定警戒都道府県以外の特定都道府県＞

施設類型	今後の措置	留意点
＜これまでにクラスターが基本的に発生していない施設類型＞ ○劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ○集会場又は公会堂、展示場 ○博物館、美術館又は図書館 ○百貨店、マーケット、その他物品販売業 ○理髪店、質屋、その他サービス業等 ＜これまでにクラスターが発生した主な施設類型＞	緩和・解除	* 徹底した感染防止対策が前提 * 緩和・解除は左の例に限らないが、「三密」の発生のしやすさや地域の感染状況等を踏まえ、各都道府県で適切に判断。（例：ゴルフ場）

施設類型	格段の留意	留意点
○スポーツジム等の屋内運動施設、バー ○キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店 ○カラオケ・ライブハウス等	格段の留意	△ * 地域の感染状況等を踏まえ、各都道府県で適切に判断。 × ×
○食堂、レストラン等の接待を伴わない飲食店	時間短縮等の緩和	* 徹底した感染防止対策等が前提
○保育所、介護老人保健施設等 ○医療機関、企業、官公庁等	事業継続	* 徹底した感染防止対策等が前提

施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）

内閣官房新型コロナウイルス感染症
対策推進室作成

屋外		屋内							
	運動施設 (屋外)	公園	映画館 公会堂 演芸場等	物品販売業 (スーパー等)	博物館 美術館 図書館	理美容 ほか対人 サービス業	学校 学習塾	公共交通	飲食店
密接	ロッカー、シャワー等 屋内共用施設使用制限	入場人数の制限・ 滞在時間の制限				滞在時間の 制限	小人数で 滞在時間の 制限	乗車人数 制限・ 時差通勤	入場人数の 制限・滞在 時間の制限
密集	接触 スポーツの 制限	密の注意 喚起掲示	四方を 空けた 席配置	レジ等で 間隔を 空ける (床に印を つける等)	四方を 空けた 席配置・ 展示配置 の工夫	四方を 空けた 席配置	四方を 空けた 席配置	座席間隔 に留意	座席間隔 に留意・ 真正面は 避ける
密閉	—	頻繁な換気（窓開け、扇風機）							テラス席 2方向換気
衛生 対策 その他	マスク着用								
	—	対面する場でのビニールカーテン等設置・対面機会を避ける							
	スポーツ後 の飲み会等 は控える	—	入場時手指衛生			こまめな 手洗い		—	入場時 手指衛生
	共用物品・設備の消毒（ディスポの利用も）、キャッシュレス (滞在時間が長い場合) 入場時体調チェック								
	—	従業員 の 衛生対策・3密対策、休憩や食事の分散							—

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長

令和 2 年 5 月 4 日
新型コロナウイルス感染症
対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 4 月 7 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき期間を延長し、令和 2 年 5 月 7 日から適用することとしたため、同条第 3 項の規定に基づき、報告する。

記

(1) 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 2 年 4 月 7 日（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県以外の道府県については、同月 16 日）から 5 月 31 日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 5 項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

(2) 緊急事態措置を実施すべき区域

全都道府県の区域とする。

(3) 緊急事態の概要

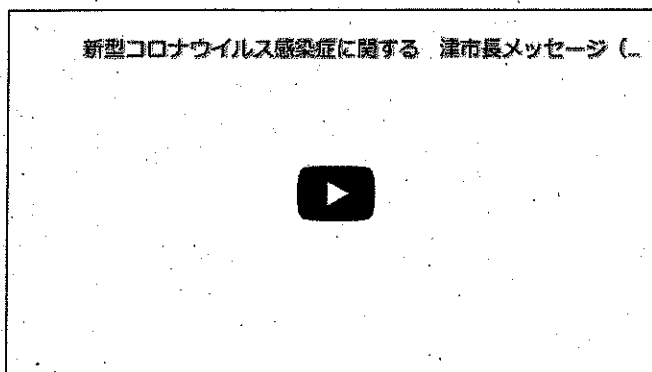
新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

5月1日発表 新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ(6)[このページを印刷](#)[通常ページへ戻る](#)

登録日:2020年5月1日

**市長の部屋**[新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ](#)[市長活動日記](#)[市長コラム](#)[市長対談](#)[定例記者会見](#)[施政方針・所信表明](#)[市長発言集](#)[市長のプロフィール](#)[市長交際費執行状況](#)[津市副市長略歴](#)

4月30日、国において、国民1人当たり10万円の特別定額給付金などを盛り込んだ25兆6,914億円の補正予算が成立いたしました。

市は、特別定額給付金の給付事務の実務を担うこととなっていることから、大変異例なことではありますが、国の補正予算が成立した翌日、5月1日に津市議会臨時会を招集し、286億7,480万円の一般会計補正予算案を可決していただきました。

このうち279億6,500万円が、市民の皆さんにお届けする1人当たり10万円の特別定額給付金に関する予算です。

津市では、4月22日付けで、「新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進室」を創設し、いち早く市民の皆さまに給付金をお届けできるよう、部長級職員を筆頭に12名の体制で準備を進めています。住民基本台帳のデータから書類に名前などを打ち出すプログラムを作り、現在、申請書や記入例、送付用封筒などの印刷に取り掛かっています。これらの書類は、5月11日から順次、皆さまのもとへ発送する予定としていて、お手元に届きましたら、口座番号をご記入の上ご返信いただくか、マイナンバーカードをお持ちの方は、郵送に代わり、マイナンバー上の申請画面から電子申請をしていただくことになります。振込開始は三重県下で最も早い5月13日を目指して、鋭意作業を進めてまいります。

子育て世帯への生活支援としては、3億3,480万円を計上いたしました。令和2年3月31日までに生まれ、3月分または4月分の児童手当の対象となる児童約32,000人に、1人当たり1万円をお届けいたします。

ご案内を5月14日にお送りいたしますが、こちらは特別定額給付金と異なり、改めてご申請いただく必要はありません。6月15日に、児童手当でご登録の銀行口座などに振り込む予定です。

事業者の皆さんには三重県と連携してお渡しする協力金があります。この協力金に3億7,500万円を計上いたしました。三重県の緊急事態措置による休業要請や休業依頼に全面協力いただける事業者の皆さんに、三重県と津市がそれぞれ25万円を負担し、計50万円の協力金をお届けするもので、津市内で1,500件の申請を見込んでいます。

既に申請いただく手続きは開始されています。申請書類につきましては、三重県のホームページなどで入手いただけます。

申請書に、休業または営業時間の短縮が証明できる書類などを添えていただき、郵送で三重県庁へてお送りください。

また、国の補正予算成立を受け、5月1日、「三重県新型コロナウイルス感染症対応資金」という新たな事業者向け融資制度が創設されました。信用保証料ゼロ、当初3年間無利子となる資金が、民間金融機関から貸付けられます。

この融資をご利用になるためには、市の認定を受けた上で、信用保証協会の審査を受けていただく必要があります。ことから、事業者の皆さまがゴールデンウィーク期間中においてもこの認定を受けることができるよう、5月2日から6日までの午前10時から午後4時までの間、津リージョンプラザ1階ロビーに特設窓口を開設し、専門の職員が対応することといたしました。

5月1日現在、公共施設851施設のうち507施設を、緊急事態宣言の期間である5月6日まで使用休止、または一部使用休止としていただいておりますが、三重県における感染状況や緊急事態宣言が延長されるかどうかの判断がゴールデンウィーク期間中になされる見通しであることを踏まえ、特段の事情がない限り、公共施設の休止期間を5月31日まで延長することといたしました。ただし、緊急事態宣言が解除された場合には、各施設の事情を勘案の上、個別に休止解除の是非を判断することといたします。

4月20日に発出した三重県緊急事態措置を受け、市民の皆さまには、生活の維持に必要な場合を除き、外出の自粛にご協力をいただいております。一方で、県外や市外から、観光などを目的にお越しいただく方がいることをご心配なさる声も多くお聞きしております。津市においては、キャンプ場などの広域的な集客が見込まれる施設については、三重県緊急事態措置が発出される前の4月15日に閉鎖いたしました。

例年ゴールデンウィーク期間中に潮干狩りを楽しむ観光客でにぎわう御殿場海岸や香良洲海水浴場においても、地域の皆さまからご不安の声があがっていました。4月22日に海の家が営業の自粛をご決断されたのを受け、津市は2カ所の観光駐車場を閉鎖いたしました。25日には、路上駐車防止に向けて、御殿場に交通誘導

のため、11名の交通誘導員を配置しましたが、25日(土曜日)26日(日曜日)には県外からの潮干狩り客が少なからずおられました。そこで、より強い措置を講じることとし、まずは、4月28日の臨時記者会見で、県境を越えての訪問自粛や迷惑駐車をやめるよう呼びかけました。海岸堤防を管理する三重県に対して通行規制を要請したところ、県営住宅結城団地から御殿場海岸広場の区間およびマリーナ河芸北側約500メートルの区間において、28日午後から車両の通行を規制していただくこととなり、5月2日から始まる5連休には、津警察署や津南警察署にもパトロールによる巡回の強化を要請し、津市は11名の交通誘導員とともに、路上駐車防止の徹底を図ります。

5月2日から5連休となる今年のゴールデンウィーク、例年のようにお出かけを楽しんでいただくことはできません。今は我慢のとき、力を合わせてこの難局と一緒に乗り越えましょう。

津市長 前葉 泰幸

関連ページ

[4月22日発表 新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ\(5\)](#)

[4月18日発表 新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ\(4\)](#)

[4月16日発表 新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ\(3\)](#)

[4月13日発表 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業について 教育長メッセージ・市長メッセージ\(2\)](#)

[4月10日発表 新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ\(1\)](#)

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 資料

■新型コロナウイルス感染症にかかる相談件数

令和2年5月1日 17:15

①市民生活相談案内窓口（危機管理課）

月 日	1F窓口	8F窓口	電話	メール	小計
4月 9日 (木)	16	2	16	0	34
4月10日 (金)	25	2	39	0	66
4月13日 (月)	26	0	48	1	75
4月14日 (火)	25	1	30	0	56
4月15日 (水)	21	2	23	2	48
4月16日 (木)	17	1	20	0	38
4月17日 (金)	12	0	23	0	35
4月20日 (月)	25	4	47	0	76
4月21日 (火)	14	1	54	0	69
4月22日 (水)	20	3	39	0	62
4月23日 (木)	5	0	53	1	59
4月24日 (金)	21	0	58	2	81
4月27日 (月)	43	0	95	0	138
4月28日 (火)	37	2	60	4	103
4月30日 (木)	34	3	103	0	140
5月1日 (金)	33	2	105	1	141
合 計	374	23	813	11	1221

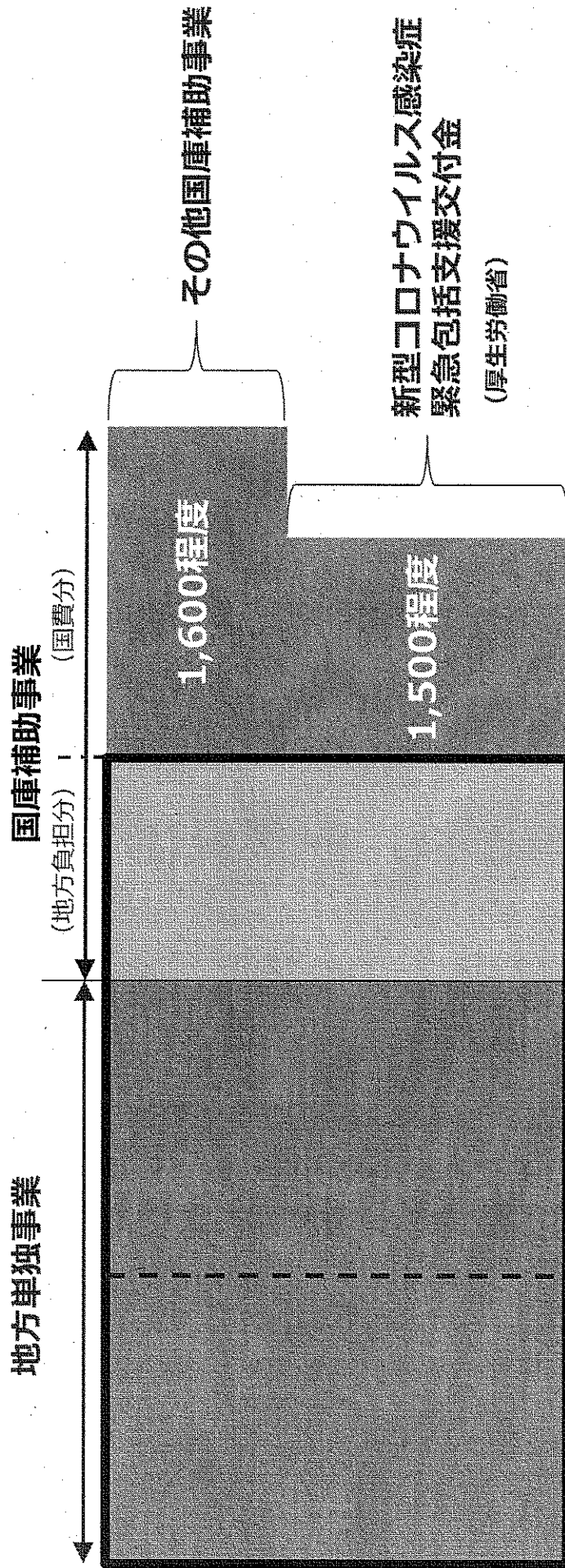
②事業所向け相談窓口（商業振興労政課）

月 日	窓口	電話	小計
4月 8日まで	173	15	188
4月 9日 (木)	16	2	18
4月10日 (金)	14	6	20
4月13日 (月)	16	4	20
4月14日 (火)	14	5	19
4月15日 (水)	21	4	25
4月16日 (木)	19	19	38
4月17日 (金)	11	18	29
4月20日 (月)	16	24	40
4月21日 (火)	16	7	23
4月22日 (水)	22	4	26
4月23日 (木)	14	5	19
4月24日 (金)	15	3	18
4月27日 (月)	30	10	40
4月28日 (火)	33	9	42
4月30日 (木)	28	10	38
5月1日 (金)	23	9	32
合 計	481	154	635

交付限度額の算定方法

臨時交付金
予算総額1兆円

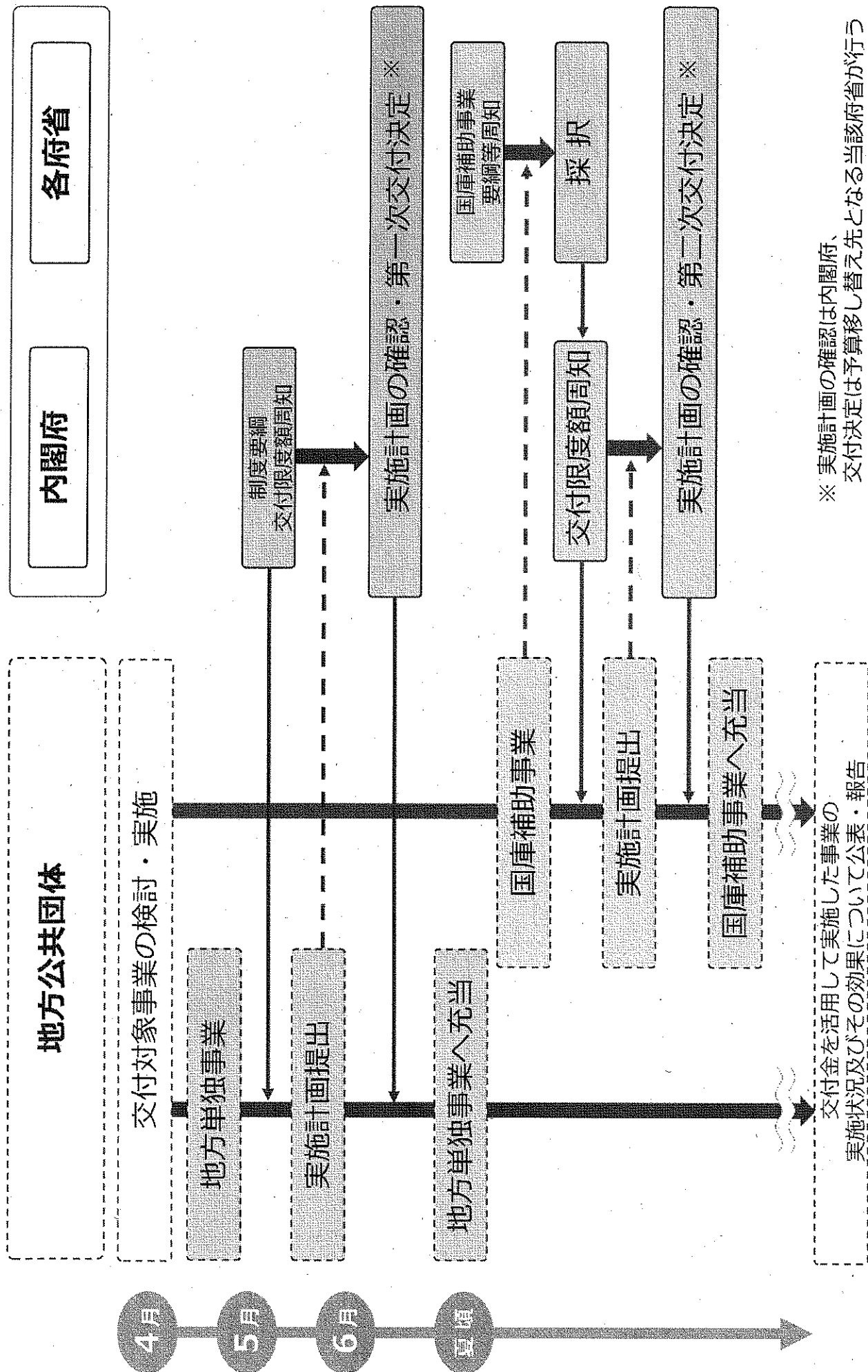
(単位：億円)



人口、財政力、
新型コロナウイルスの感染状況等
に基づき、交付限度額を算定

国庫補助事業の地方負担額に基づき、
交付限度額を算定

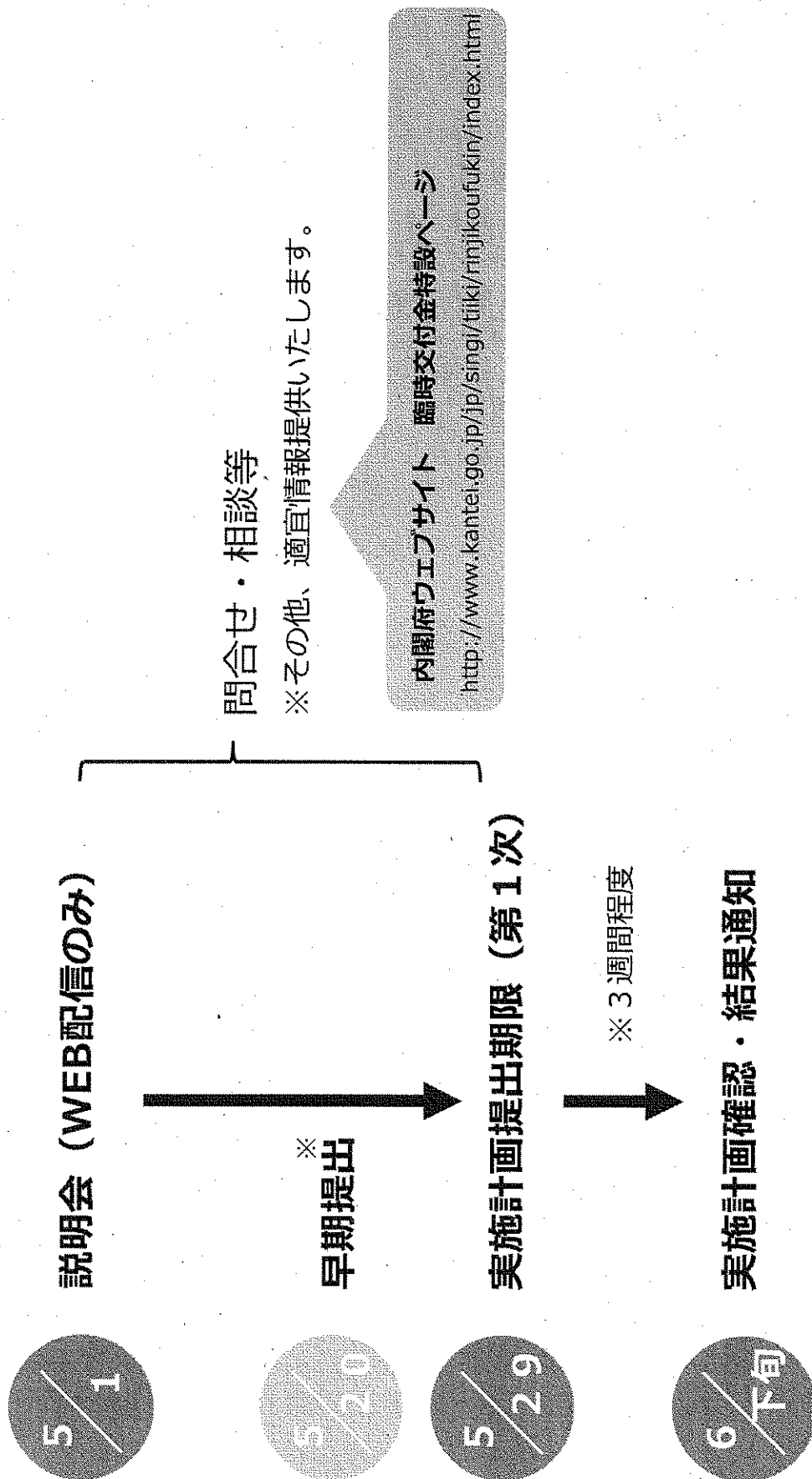
今後のスケジュール



※ 実施計画の確認は内閣府、
交付決定は予算移し替え先となる当該府省が行う

直近のスケジュール

- 第1次配分として、地方単独事業について、下記のスケジュールで実施計画をご提出ください。
- 第2次配分については、国補助事業を中心として、今後実施計画をご提出いただく予定です。



※ 第1次提出の中でも先行して提出された実施計画については、確認結果の通知及びその後の交付手続を早期に行うこととしておりますので、早期の交付を希望する地方公共団体は先行受付期限までに実施計画をご提出ください。

●新型コロナウイルス感染症に伴う国・県の各種支援策

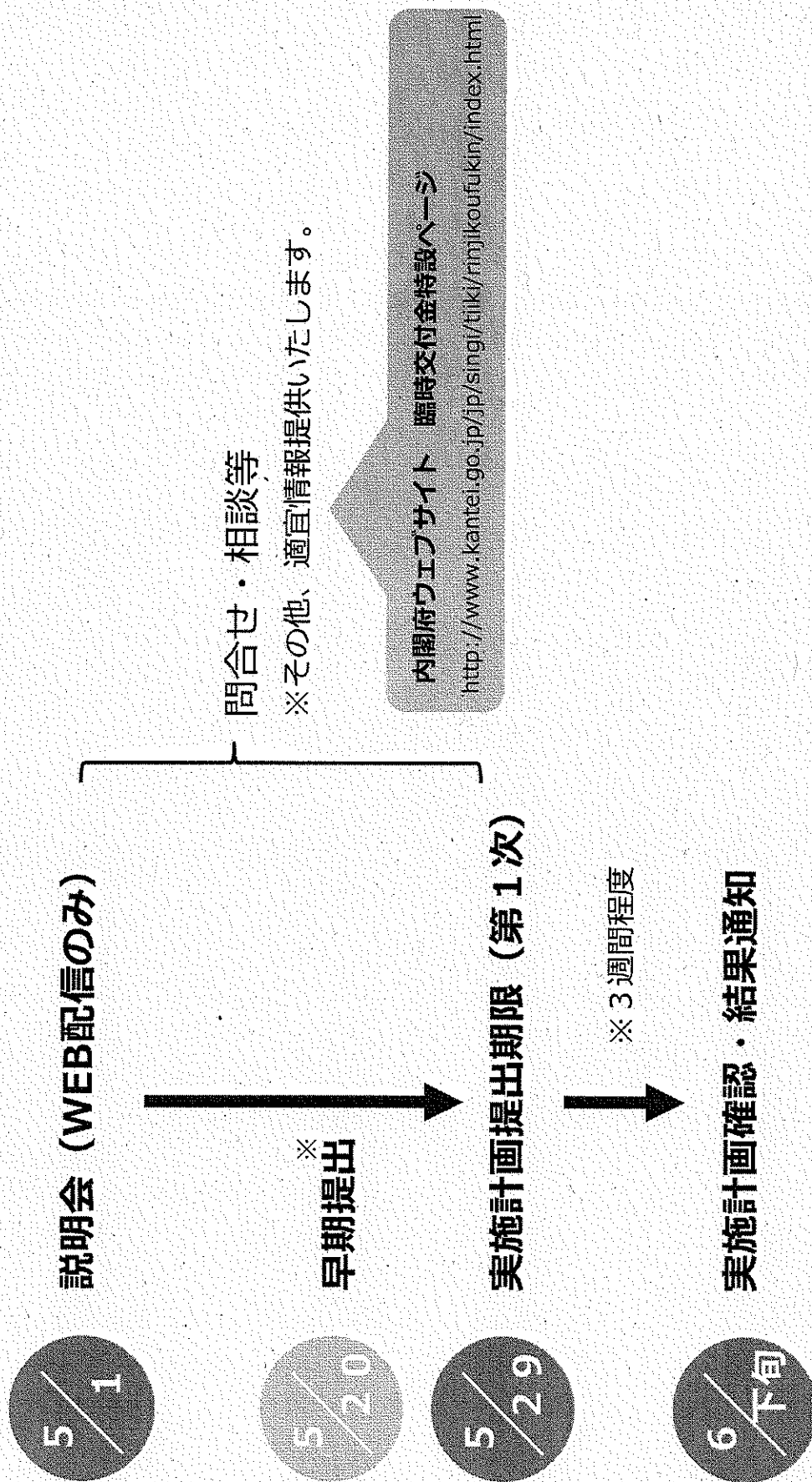
対象	形態	国支援策	県支援策
世帯 個人	給付	特別定額支援給付金一律1人あたり10万円、申請は郵送又はマイナポータルで、マイナポータルは5/1より順次受付開始	
		子育て世帯への臨時特別給付金1万円、子ども1人あたり1万円(1回限り)、改めての申請不要	
		住宅確保給付金、原則3カ月、最長9カ月、家賃相当額を支援	
		雇用調整による休業補償(額は勤務事業者に準じる)	
	貸付	小学校休業等対応助成金	
		主に失業者への総合支援資金、無利子最大60万円まで	
	減免	主に休業者への緊急小口資金、無利子最大20万円まで	
事業者 (個人 事業主 フリーランス)	猶予	国民健康保険料、後期高齢者医療、国民年金保険料等を減免	
		国民年金保険料の免除の特例	
		無担保・延滞税なしで納税1年間猶予	
		令和2年12月末までに入居できなかった場合も住宅ローン減税対象期間の延長	
	給付	特別定額支援給付金一律1人あたり10万円、申請は郵送又はマイナポータルで、マイナポータルは5/1より順次受付開始	・三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金、一律50万円、対象：県指定業種 ・宿泊予約延期協力金、予約1人当たり6千円(1施設当たり12万円を上限)
		持続化給付金、最大100万円	
		小学校休業等対応支援金、日額4,100円	
		小規模事業者持続化補助金、上限100万円	
		ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、上限1,000万円	
		IT導入補助金、特別枠30～450万円	
	貸付	日本政策金融公庫等による実質無利子・無担保融資、融資上限額6,000万円のうち利子補給上限額3,000万円	三重県新型コロナウイルス感染症対応資金(セーフティネット保証4、5号、危機管理保証の認定を受けた事業者)、保証料なし、実質無利子(県の利子補給制度により)、据置期間最大5年間、融資上限額:3,000万円
		日本政策金融公庫等のセーフティネット貸付、融資上限額4,800万円 民間金融機関による実質無利子・無担保貸付、融資上限額3,000万円	

●新型コロナウイルス感染症に伴う国・県の各種支援策

対象	形態	国支援策	県支援策
事業者 (個人 事業主 ・ フリーランス)	減免	国民健康保険料、後期高齢者医療、国民年金保険料等を減免	
		国民年金保険料の免除の特例	
	猶予	無担保・延滞税なしで納税1年間猶予	無担保・延滞税なしで納税1年間猶予(県民税)
		課税期間開始前後における消費税の課税・免税事業者選択届出に関する特例	
事業者 (中小企業)	給付	持続化給付金、最大200万円	・三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金、一律50万円、対象：県指定業種 ・宿泊予約延期協力金、予約1人当たり6千円(1施設当たり12万円を上限)
		雇用調整助成金、上限8,330円/人×休業日数	
		小学校休業等対応助成金、上限8,330円/人×休暇取得日数	
		テレワーク導入の助成金(働き方改革推進支援助成金新型コロナウイルス対策のためのテレワークコース)、上限100万円	
		小規模事業者持続化補助金、上限100万円	
	貸付	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、上限1,000万円	
		IT導入補助金、特別枠30～450万円	
		日本政策金融公庫等・商工中金による実質無利子・無担保融資、融資上限額3億円のうち利子補給上限1億円	三重県新型コロナウイルス感染症対応資金(セーフティネット保証4、5号、危機管理保証の認定を受けた事業者)、保証料なし又は半額、実質無利子(県の利子補給制度により)、据置期間最大5年間、融資上限額：3,000万円
		日本政策金融公庫等のセーフティネット貸付、融資上限額7.2億円	リフレッシュ資金(売上高減少前年度比1ヶ月実績+2ヶ月見込3%以上減少の事業者)、融資上限額2,000万円
		民間金融機関による実質無利子・無担保貸付、融資上限額3,000万円	創業・再挑戦アシスト借換資金による融資(創業・再挑戦アシスト資金利用中で開業前又は事業開始3ヶ月に満たないセーフティネット対象外の事業者)、融資上限額2,000万円
減免		テレワークのために行う設備投資税制(中小企業経営強化税制の拡充)	
		固定資産税・都市計画税、ゼロまたは1/2に軽減	
		厚生年金保険料等の納付猶予の特例	
猶予		無担保・延滞税なしで納税1年間猶予	
		課税期間開始前後における消費税の課税・免税事業者選択届出に関する特例	無担保・延滞税なしで納税1年間猶予(県民税)

直近のスケジュール

- 第1次配分として、地方単独事業について、下記のスケジュールで実施計画をご提出ください。
- 第2次配分については、国補助事業を中心として、今後実施計画をご提出いただく予定です。



- ※ 第1次提出の中でも先行して提出された実施計画については、確認結果の通知及びその後の交付手続を早期に行うこととしておりますので、早期の交付を希望する地方公共団体は先行受付期限までに実施計画をご提出ください。